

第2期江別市成年後見制度利用促進基本計画の策定について

1 計画策定の背景

- ・成年後見制度を必要とする認知症高齢者等が増加しているが、制度が十分に知られておらず、利用されていないことから、国では平成28年5月に成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「促進法」）の施行、平成29年3月に第1期、令和4年3月に第2期「成年後見制度利用促進基本計画」（以下「国計画」）を策定。
- ・促進法及び第1期国計画に基づき、成年後見制度利用促進に関する施策の推進及び計画策定、中核機関の設置などが市町村の努力義務化。
- ・令和3年8月に「江別市成年後見制度利用促進基本計画」（以下「本計画」）を策定、令和4年3月に江別市成年後見支援センターを中核機関に位置づけ。

2 計画の根拠

- ・促進法第14条第1項に基づく市町村計画

3 策定の方針

本計画は、関連性の高い地域福祉計画と一体的に取り組むことが望ましいことから、今年度策定する「第5期江別市地域福祉計画」に「第2期江別市成年後見制度利用促進基本計画」を包含し策定する。

えべつ未来づくりビジョン<第7次江別市総合計画>（令和6年度から令和15年度）における「福祉・保健・医療」分野の基本目標である「みんなが支え合う、いつまでも元気に暮らせるまち」に基づき、本計画を策定するとともに、第1期本計画の基本理念である「すべての人の尊厳と意思が尊重され 住み慣れた地域で安心して いきいきと暮らせるまち」を継承し、さらなる支援の充実を目指す。

4 計画の期間

- ・令和7年度から令和15年度までの9年間

※ 地域福祉計画は、第7次江別市総合計画と整合性を図るため令和15年度を最終年度とする。

(年度) (計画)	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)	R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8～ (2026)	～R15 (2033)
江別市総合計画	第6次（H26～R 5）			第7次(R 6～R15)			
江別市地域福祉計画	第4期（R 2～R 6）				第5期(R 7～R15)地域福祉計画（第2期江別市成年後見制度利用促進基本計画と一体化）		
江別市成年後見制度利用促進基本計画	第1期（R 3. 8月～R 6）						

5 計画の策定体制

江別市成年後見制度利用促進協議会において、方針や内容を協議し、社会福祉審議会の地域福祉計画策定部会に提案する。

6 策定スケジュール（案）

別紙のとおり

7 第1期本計画の評価及びアンケート（案）

・第1期本計画の評価

項目	令和2年度	目指す方向	結果	次期
中核機関の設置	—	令和3年度 までに設置	達 成 令和4年3月設置	—
成年後見制度の 市民の認知度	29.3%		30.4%(※) ほぼ横ばい 	地域福祉計画策定の 市民アンケート実施
地域連携ネットワ ークを活用した支 援体制の整備	—	推 進	達 成 令和4年4月設置	—

※ 高齢者関係：令和5年1月実施「高齢者総合計画の策定に関する実態調査」、障がい者関係：令和2年9月実施の「障がい者支援・えべつ21 プラン策定に係る実態調査」（次期調査は令和7年実施のため参考値）

・アンケート設問（案）

成年後見制度について	
問1	民法の制度として、「成年後見制度」があることを、知っていますか。 ※ 成年後見制度とは、認知症や知的障がい、その他精神上的の障がいなどにより、判断する能力が十分ではない方の権利を守る制度です。
①	制度の内容を知っている
②	名前だけ知っている
③	知らない
問2	問1のように、判断する能力が十分ではない方が、財産（不動産や預貯金など）の管理や、介護・福祉などサービスの利用手続きが難しい場合に、本人の権利を守る制度が必要だと思いますか。
①	必要だと思う ⇒ 問3へ
②	必要だと思わない
③	わからない
問3	問2で、権利を守る制度が必要だと回答した方に伺います。江別市には、高齢者や障がいのある方とその家族が、成年後見制度や財産の管理、将来に不安を感じた場合の相談先として、江別社会福祉協議会に「江別市成年後見支援センター」があることを、知っていますか。
①	知っている
②	きいたことがある
③	知らない

8 構成（案）

第1期 中核機関の整備 成年後見制度に係る仕組みづくり		第2期 中核機関の充実 本人を中心となる権利擁護支援と 成年後見制度の利用促進
権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築（チーム、協議会の具体化）		権利擁護支援の中核として地域連携ネットワークの推進 権利擁護支援が必要な方を早期発見・早期支援し、制度を利用する前後も含め、中核機関として関係機関や専門職団体のネットワークを活用し、本人を中心とした支援に繋げていく。日常生活自立支援事業など各福祉事業との連携を推進する。
中核機関の整備・運営の方針		
広報・利用促進機能		広報機能・利用促進機能の充実 制度の利用促進のために、地域全体に広く周知・啓発し、正しく制度を理解してもらう。早期発見・早期支援に繋げ、制度利用後も円滑に支援を受けることができるよう、関係機関に権利擁護支援と制度の理解促進を図る。
相談機能		相談機能の充実 成年後見支援センターが、中核機関として権利擁護支援に係る総合的な相談対応を行う。法定後見のほか任意後見などの相談支援を行う。本人の意思決定支援や身上保護のために、地域の相談機関との連携を推進する。
後見人支援機能		後見人支援機能、チーム支援の推進 後見活動に関する相談支援を行う。後見人を孤立させない。知識・経験不足による不適切な後見事務を防ぐ。地域社会を支える「市民後見人」の後見事務をサポートし、研修などを通して権利擁護の理解を深めていく。
成年後見制度利用支援事業の適正・円滑な推進		成年後見制度利用支援事業の適正・円滑な推進 生活困窮者への申立費用や後見人の報酬を助成する。成年後見支援センターや家裁と連携した市長申立の適正化・迅速化。権利擁護支援の方針に基づいた受任調整を行い、支援チーム体制をつくる。

「第2期江別市成年後見制度利用促進基本計画」策定スケジュール（予定）

		江別市成年後見制度利用促進協議会	社会福祉審議会	市議会
6月	上旬		第1回社会福祉審議会【6/6(木)】 ・策定部会を設置 第1回策定部会 ・検討の進め方 ・計画の策定方針	第2回定例会（6/10～6/25） ※一般質問（6/18～6/20）
	中旬			
	下旬	第1回協議会開催【6/21(金)】 ・計画の策定方針 ・計画構成(案)協議 ・アンケート項目検討		
7月	上旬		第2回策定部会開催 ・現計画の分析 ・アンケート調査項目審議	
	中旬			
	下旬		・アンケート調査の実施	
8月		第2回協議会開催 ・現計画の分析 ・計画骨子検討 ・計画素案検討	第3回策定部会 ・現状分析 ・計画骨子検討	
9月	上旬		第4回策定部会 ・アンケート調査結果報告 ・計画骨子検討 ・計画素案検討	第3回定例会 ※一般質問
	中旬			
	下旬			
10月	上旬	※大きな修正等あれば、書面会議検討	第5回策定部会のみ ・計画素案確定	
	中旬			
	下旬			
11月	上旬		第2回社会福祉審議会 ・計画素案報告	生活福祉常任委員会 ・計画素案報告
	中旬			第4回定例会 ※一般質問
	下旬			
12月			パブリックコメント実施	
2月		第3回協議会開催 ・計画確定	第3回 社会福祉審議会 開催 ・パブリックコメント報告 ・計画確定	生活福祉常任委員会 ・パブリックコメント結果報告
3月		計画完成	計画完成	